

令和 7 年 度 事 業 計 画

はじめに

秋田県内司法書士の専門資格者としての知識を結集し、司法書士及び司法書士法人が協働することにより、国民の不動産に対する権利の明確化とその保護を図って不動産の権利関係の安定を推進する。

公益法人として、登記行政の健全な運営を確保し、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定及び不動産取引の安全と円滑に資することから国土の利用、整備又は保全に貢献する。

【具体策】

1 公共嘱託登記業務

発注官公署との意思の疎通を図り、公共嘱託登記業務を適切に処理する。

嘱託登記のオンライン化を推進し、良質なサービスを図る。

2 業務研修及び相談業務関係

会員の能力向上のために業務研修を開催し、相談業務に対応する。

3 秋田県司法書士会、日本司法書士政治連盟秋田県会、(公社)秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連携を強化する。

4 公益法人制度対応

(1) 公益法人に関する業務を適切に対応する。

(2) 担当官公庁の助言に速やかに対応する。

5 所有者不明問題の対策のための特別措置法が平成 30 年に施行された、法務局の長期相続登記等未了土地の解消作業に参画する。

6 官公署等の未登記処理解消のための助言・啓発をする。